



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 92/2018年8月号

発行日：2018年8月20日

先日は台風周辺の暖かく湿った空気が、東日本を中心に流れ込んだ影響で、大気の状態が非常に不安定となり、ゲリラ豪雨に見舞われました。街の中にいる時は冠水などがあるため、地下にいる場合は地上に出たり、地上にいる場合も雷や下水が溢れマンホールが外れたりすることがあるようですので、移動中でもあまり無理をせず暫く様子を見るようにしましょう。

I. 最新情報（2018年7月1日～2018年7月31日）

1. 一般会計（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2018年 7月30日	意見	実務対応報告公開草案第55号 「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い（案）」等に対する意見	2018年5月28日に企業会計基準委員会から実務対応報告公開草案第55号（実務対応報告第18号の改正案）「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い（案）」等が公表され、広く意見が求められました。 日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、この公開草案に対する意見を取りまとめ、2018年7月30日付けで企業会計基準委員会に提出いたしましたのでお知らせします。	—

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2018年 7月3日	意見	国際公会計基準 審 議 会 (IPSASB) 公 開草案第 64 号 「リース」に対 するコメントの 提出について	国際会計士連盟（IFAC）の国際公会計基準審議会（IPSASB）は、2018年1月に、公開草案第64号「リース」（Exposure Draft 64, “Leases”）を公表し、広く意見を求めておりました。 日本公認会計士協会では、本公開草案についてのコメントを取りまとめ、2018年6月27日付けでIPSASBに対し提出いたしましたので、お知らせします。	—
2018年 7月11日	意見	国際公会計基準 審 議 会 (IPSASB) 公 開草案第 65 号 「IPSAS の改 善 2018」に対 するコメントの 提出について	国際会計士連盟（IFAC）の国際公会計基準審議会（IPSASB）は、2018年4月に、公開草案第65号「IPSAS の改善 2018」（Exposure Draft 65 “Improvements to IPSAS, 2018”）を公表し、広く意見を求めておりました。 日本公認会計士協会では、本公開草案についてのコメントを取りまとめ、2018年7月9日付けでIPSASBに対し提出いたしましたので、お知らせします。	—
2018年 7月18日	研 究 報 告	非営利法人委員 会 研 究 報 告 第 27 号「社会福 祉法人の経営指 標～経営状況の 分析とガバナン スの強化に向け て～」の公表に ついて	日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、2018年6月13日に開催されました常務理事会の承認を受けて、非営利法人委員会研究報告第27号「社会福祉法人の経営指標～経営状況の分析とガバナンスの強化に向けて～」を2018年7月18日付けで公表しましたのでお知らせします。 本研究報告は、社会福祉法人のガバナンスの有効性を高め、その経営をより良いものとしていくために、法人自身及び利害関係者が法人経営の全体像を理解し、評価するための仕組みが求められる状況を踏まえ、社会福祉法人の経営状況の分析に資する指標（以下「経営指標」という。）を整理して提示することを目的として2014年に公表しましたが、社会福祉法人制度改革の目的に合わせて、指標の追加等、所要の見直しを行っています。	—

			<p>経営指標については、本研究報告を利用される方々のより良い理解と利便性を考慮して、可能な限りその意義と解釈を丁寧に示すよう努めました。また、本研究報告は、独立行政法人福祉医療機構が運用する「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」のデータの利用により効果的な分析が可能となることを想定しています。ただし、当システムは、運用が始まったばかりであり、指標の基礎となるべき財務情報その他の情報の蓄積という点では課題もあるため、各指標ごとの個別の基準値は示しておりません。今後、各指標についてデータの蓄積と、指標ごとの法人分布等に関する分析を進め、経営状態を評価するための基準値の整備に向けた検討を進めることが必要であると認識しております。当協会としても、社会福祉法人の情報開示とガバナンス、そして経営評価手法の発展に、引き続き貢献していく所存です。</p>	
--	--	--	--	--

5. IT 関係 (IT 委員会)

特になし

6. その他

特になし

II. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

日本公認会計士協会（経営研究調査会）は、2018年6月26日付けで経営研究調査会研究資料第5号「上場会社等における会計不正の動向」を公表しましたので、簡単にポイントをまとめてみました。

1. 集計方法

本研究資料において、本専門部会が、2013年4月から2018年3月にかけて、各証券取引所における適時開示制度等で会計不正に関する公表のあった上場会社等146社を対象として集計し、公表した日を基準として年度別の分類をしている。なお、誤謬のみを公表した上場会社等は集計の対象としていない。

2. 会計不正の発覚経路

2013年4月から2018年3月にかけて会計不正の事実公表した上場会社等146社の会計不正のうち、不正の発覚経路が判明するものを分類したものが、以下の通りである。

- ・内部統制等（37社）
- ・当局の調査等（23社）
- ・公認会計士監査（19社）
- ・内部通報（19社）
- ・内部監査（7社）
- ・取引先からの照会（6社）
- ・未公表（29社）

調査報告書等に会計不正の発覚経路が公表されていないケースが、全体140社中29社（構成比20.7%）を占めている。発覚経路を明らかにすることは、適切な発生原因の分析、有効な再発防止策の構築につながるものであり、積極的に公表することが望まれる。

3. 会計不正の関与者

役員及び管理職が外部共謀又は内部共謀により会計不正を実行するケースが多い。複数の担当者による共謀や、経営者や管理者が不正な目的のために内部統制を無視又は無効ならしめることは、内部統制の固有の限界として知られている。このケースでは、共謀による内部統制の有効性の低下、または、経営者による内部統制の無効化が行われている可能性があり、不正の発見がより困難な状況にある。

4. 会計不正の発生場所

会社等の海外展開に伴い、海外子会社において会計不正が発生するケースも一定割合で推移していたが、2018年3月期は12件発生している。海外子会社で発生する会計不正は、地域別に見ればアジアに所在する海外子会社が圧倒的に多く発生している。国別に見ると、中国において発生するケースが多かった。これは、日本企業の進出が多いことが要因であると考えられる。

5. 会計不正の不正調査体制の動向

社内のみの人材による調査体制は、資産の流用の調査においては50%の割合で用いられているが、粉飾決算の調査においては26%の割合しか用いられていない。一方、外部専門家のみによる調査体制は、資産の流用においては22%の割合しか用いられていないが、粉飾決算の調査においては42%の割合で用いられている。なお、粉飾決算の調査について、公認会計士が調査委員又は調査補助者として調査体制に加わっている割合は、「外部専門家のみ」の調査体制で行う場合は96%に上り、「社内+外部専門家」の調査体制の場合は97%に上っている。

6. その他

その他業種別、市場別などの動向をまとめている。

集計した会計不正の多くは、上場会社が自らの判断によって各証券取引所に定める適時開示基準に従って適時開示を行ったものである。適時開示基準は、投資家の投資判断に重大な影響を及ぼす事実か否かを適時開示の判断基準としているため、公表するに至った会計不正は、投資家の視点から定量（金額）的に又は定性的に重要な会計不正であるといえる。

会計不正の発覚経路としては内部統制が多くなっているが、会計不正の関与者として役職者が多くなっている。したがって、会計不正の事例は既に発生している会計不正の氷山の一角にすぎず、会計不正の実態を示していない可能性がある。本研究資料を使用する場合は、その点に留意が必要である。

以 上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703